

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査をいう。）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2020年農林業センサスは、戦後15回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから10回目、戦後では13回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2020年農林業センサスは、林業センサスとしては9回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから7回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティー活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調

査)を実施した。

具体的には、次の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000 年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する 3 調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する 3 調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来 10 年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に 5 年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象に設定

2005 年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- (ア) 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、
- (イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1 つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

- (ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が 30 a 以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

- (イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

- (ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が 3 ha 以上で、かつ、調査期日前 5 年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200 m³以上である者を調査対象とした。

- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、全域が市街化区域である農業集落については、農政の施策の対象範囲外であることから調査対象から除外した。

Ⅱ 2020年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2020年農林業センサス（以下「調査」という。）は、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査体系

調査は、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査の対象、調査の系統については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査の対象	調査の系統	
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 ^{注1}	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)	
農山村地域調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省 調査対象 (市区町村)	
	【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 (民間事業者 又は地方農政局等の職員 ^{注2}) 調査対象 (集落精通者)	(民間事業者調査による 未回収分) 農林水産省 統計調査員 又は地方農政局等の職員 ^{注2} 調査対象 (集落精通者)

注1： 試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

注2： 7(2)を参照。

4 調査の対象地域の範囲

- (1) 調査の対象地域の範囲は、全国とした。
- (2) 農林業経営体調査においては、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点。以下「避難指示区域」という。）に全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。
- (3) 農山村地域調査においては、避難指示区域に含まれる農業集落（75集落）については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

5 調査事項

(1) 農林業経営体調査

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業労働力
- エ 経営耕地面積等

- オ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- カ 農産物の販売金額等
- キ 農作業受託の状況
- ク 農業経営の特徴
- ケ 農業生産関連事業
- コ 林業労働力
- サ 林産物の販売金額等
- シ 林業作業の委託及び受託の状況
- ス 保有山林面積
- セ 育林面積等及び素材生産量
- ソ その他農林業経営体の現況

(2) 農山村地域調査

- ア 総土地面積・林野面積
- イ 地域資源の保全状況・活用状況
- ウ その他農山村地域の現況

6 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

7 調査方法

(1) 農林業経営体調査

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

(2) 農山村地域調査

市区町村調査については、オンライン（電子メール）又は往復郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。

農業集落調査については、農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。また、民間事業者から調査票を配布できない特別な事情がある場合は、地方農政局等の職員が調査票を配布・回収した。

ただし、民間事業者による調査で回答が得られない農業集落については、統計調査員が調査票を配布し、回収する自計調査又は調査員による面接調査（他計報告調査）の方法により行った。なお、感染症の発生、まん延等に起因し、統計調査員の訪問が困難な場合は、統計調査員又は地方農政局等の職員が電話による聞き取りを行う方法も可能とした。

また、「最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間」及び農業集落の概況については、行政情報や民間データを活用して把握した。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

区 分	調査票	
	配布対象数	有効回答数
農林業経営体調査	1, 118, 708	1, 092, 250
農山村地域調査 (市区町村調査)	1, 896	1, 896
農山村地域調査 (農業集落調査)	138, 243	138, 243

注1： 農林業経営体調査の「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し、面接により農林業経営体に該当すると判定できた数である。

注2： 農林業経営体調査の「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された経営体数である。

9 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

Ⅲ 2020 年調査の主な変更点

【農林業経営体調査】

1 調査対象の属性区分の変更

2005 年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015 年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020 年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

2 調査項目の見直し

(1) 調査項目の新設

- ア 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- イ 有機農業の取組状況
- ウ 農業経営へのデータ活用の状況

(2) 調査項目の削減

- ア 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）
- イ 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）
- ウ 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

- エ 農業機械の所有台数
- オ 農作業の委託状況
- カ 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
- キ 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

【農山村地域調査】

調査項目の見直し

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成 31 年法律第 3 号）第 28 条に基づき、市町村に対する森林環境譲与税の譲与基準として私有林人工林面積が用いられることとなったため、市区町村調査票において、森林計画対象の森林面積の内訳として、新たに人工林面積を把握した。

一方で、旧市区町村別の林野面積についての調査項目を廃止した。

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

V 構造動態統計の概要

1 統計の内容及び集計方法

本書においては、次の集計対象別に集計を行った。

(1) 農業経営体

2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスで農業経営体に該当した調査票情報等を接続した上で、この 5 年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

(2) 農家

2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスで農家に該当した調査票情報等を接続した上で、この 5 年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

(3) 林業経営体

2015 年農林業センサス又は 2020 年農林業センサスで林業経営体に該当した調査票情報等を接続した上で、この 5 年間の動態的変化を相関表形式で集計した。

なお、それぞれの集計対象について、法人経営や団体経営体等の一部を抽出して表章している統計表については、全て 2020 年農林業センサス時点で当該条件を満たす対象を集計している。

VI 用語の解説

【農林業経営体（共通）】

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

法人経営体

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

経営主

農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や

常雇い

規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。

年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

【農業経営体】

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。

なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居

住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営（80%未満）	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。

【個人経営体】

主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

【林業経営体】

保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。
素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。 なお、立木買いによる素材生産量を含む。
林業作業の受託	他人の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

【総農家等】

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

Ⅶ 利用上の注意

1 統計表の見方

統計表の見方は、次のとおりである。

なお、集計対象に応じて、「農業経営体」を「農家」又は「林業経営体」と読み替えてください。

(1) 横系列の見方

統計表の横系列は、2015 年農林業センサスにおける農業経営体が 2020 年農林業センサスまでの 5 年間にどの階層へ移動したかを表したものである。

ア 継続農業経営体（令和 2 年）

2015 年農林業センサス時に農業経営体であって 2020 年農林業センサス時でも農業経営体であったものである。

なお、2020 年農林業センサス時にかけて転居した場合でも、同一都道府県内の転居の場合はここに含めている。

イ 令和 2 年が農業経営体以外

2015 年農林業センサス時に農業経営体であったが、2020 年農林業センサス時では農業経営体とはならなかったものである。

ウ 接続不可

接続不可には、次の(ア)及び(イ)のほか、物理的に調査票情報等を接続できなかったものが含まれることから、本来、ア又はイに該当するはずのものの一部が含まれるため、利用に当たっては十分に留意されたい。

(ア) 2015 年農林業センサス時に農業経営体であったが、2020 年農林業センサス時には廃業し、調査対象とならなかったもの

(イ) 2015 年農林業センサス時に農業経営体であって、2020 年農林業センサス時にかけて転居した場合で、都道府県外に転居したもの、又は、転居先が不明であったもの

(2) 縦系列の見方

統計表の縦系列は、2020 年農林業センサスにおける農業経営体が 2015 年農林業センサスにおいてどの階層に存在していたかを表したものである。

ア 継続農業経営体（平成 27 年）

2020 年農林業センサス時に農業経営体であって、2015 年農林業センサス時でも農業経営体であったものである。

なお、2015 年農林業センサス以降に転居した場合でも、同一都道府県内の転居の場合はここに含めている。

イ 平成 27 年が農業経営体以外

2020 年農林業センサス時に農業経営体であったが、2015 年農林業センサス時では農業経営体とはならなかったものである。

ウ 接続不可

接続不可には、次の(ア)及び(イ)のほか、物理的に調査票情報等を接続できなかったものが含まれることから、本来、ア又はイに該当するはずのものの一部が含まれるため、利用に当たっては十分に留意されたい。

(ア) 2020 年農林業センサス時に農業経営体であったが、それ以前の 5 年間に新設したため、2015 年農林業センサスの調査対象とならなかったもの

(イ) 2020年農林業センサス時に農業経営体であって、2015年農林業センサス以降に転居した場合で、都道府県外から転居してきたもの、又は、転居元が不明であったものの

- 2 表中の「－」は当該階層に接続の事実のないものである。
- 3 本書に掲載した統計表の表章範囲は全国とし、農林水産省ホームページでは全国農業地域及び各都道府県別に掲載している。
- 4 この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2020年農林業センサス」（農林水産省）による旨を記載してください。
- 5 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

Ⅷ 報告書の刊行一覧

農林業センサスについて刊行する報告書は、次のとおりである。

- 第1巻 都道府県別統計書（全47冊）
- 第2巻 農林業経営体調査報告書 ー総括編ー
- 第3巻 農林業経営体調査報告書 ー農林業経営体分類編ー
- 第4巻 農林業経営体調査報告書 ー農業経営部門別編ー
- 第5巻 農林業経営体調査報告書 ー抽出集計編ー
- 第6巻 農林業経営体調査報告書 ー構造動態編ー
- 第7巻 農山村地域調査報告書
- 第8巻 農業集落類型別統計報告書
- 別 冊 英文統計書

Ⅸ お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第1班

電話：03－3502－8111 内線3665

直通：03－3502－5648

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】